

登校許可証明書

千葉県立船橋法典高等学校

年 組 番

氏名

下記の疾患で療養中のところ、現在軽快し、登校してよいことを証明します。

令和 年 月 日から療養開始

令和 年 月 日まで療養

該当疾患 に○	疾患名	出席停止期間の基準 ※以下の基準に基づき、主治医が判断する。
(A・B型)	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日間を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日間を経過するまで
	結核・髄膜炎菌性髄膜炎・腸管出血性大腸菌感染症・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎	病状により、医師において、感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症《条件によっては出席停止が必要なもの》 溶連菌感染症・感染性胃腸炎・マイコプラズマ感染症・伝染性紅斑・手足口病 等	

令和 年 月 日

医療機関名

医師名 (印)

<学校記入欄>

出席停止期間： 月 日 () (限) ~ 月 日 () (限)